

総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業

入札説明書

平成17年9月2日

静岡県

目 次

1. 入札説明書の位置付け	1
2. 事業の概要	1
(1) 入札執行者	1
(2) 入札番号	1
(3) 事業名称	1
(4) 事業に供される公共施設等の種類	1
(5) 施設の立地条件	2
(6) 施設概要・施設規模	2
(7) 公共施設等の管理者の名称	3
(8) 事業目的	3
(9) 事業範囲	3
(10) 事業の方式	5
(11) 選定事業者の収入	5
(12) 事業期間	6
(13) 事業期間終了時の処理	6
(14) 事業スケジュール（予定）	6
(15) 県による事業の実施状況のモニタリング	6
3. 入札参加に関する条件等	7
(1) 入札参加者の構成等	7
(2) 入札参加者の資格要件	7
(3) 入札参加資格の確認基準日	10
(4) 入札参加に関する留意事項	10
(5) 入札書類の取扱い	12
(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	12
(7) 事業収支計画に関する条件	12
4. 事業者の選定	13
4.1 事業者の決定	13
(1) 総合科学技術高等学校（仮称）整備事業者選定審査会の設置	13
(2) 審査に関する基本的な考え方	13
(3) 審査基準等	13
(4) 落札者の決定	14
(5) 入札結果の通知及び公表	14
4.2 契約手続等	14

(1) 基本協定の締結.....	14
(2) 特別目的会社の設立等.....	15
(3) 契約書の作成.....	15
(4) 議会の議決を要する契約.....	15
4.3 その他.....	15
(1) 契約保証金.....	15
5. 入札スケジュール.....	16
5.1 入札等の日程.....	16
5.2 入札手続等.....	16
(1) 入札説明書等の配布.....	16
(2) 資料の配布.....	17
(3) 資料の閲覧（地質調査報告書）.....	17
(4) 資料の閲覧（主要な解体対象施設図面）.....	18
(5) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第 1 回目）.....	18
(6) 入札参加資格の確認手続.....	19
(7) 入札の辞退.....	19
(8) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第 2 回目）.....	20
(9) 入札手続.....	20
6. 提出書類.....	21
6.1 資格確認申請時の提出書類.....	21
6.2 入札辞退時の提出書類.....	22
6.3 入札書類.....	22
(1) 入札書等（ 1 部）.....	22
(2) 提案評価用提案書（ 1 6 部）.....	22
(3) 図面（ 1 4 部）.....	24
7. 提出書類作成要領.....	25
7.1 一般的事項.....	25
7.2 資格審査書類.....	25
7.3 入札書.....	25
7.4 提案評価用提案書.....	26
7.5 図面.....	26
7.6 サービス購入料 5 - 1 の記述について.....	27
8. その他の事項.....	27

1. 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、静岡県（以下「県」といいます。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 改正平成 13 年法律第 151 号 以下「P F I 法」といいます。）に基づき特定事業として選定した「総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業」（以下「本事業」といいます。）に係る平成 17 年 9 月 2 日付け静岡県公報第 1706 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」といいます。）に関する説明書です。

なお、併せて次の資料も公表しますが、これらは、この入札説明書と一体のものであり、今後、県及び入札参加者は、この入札説明書（本体）及び次の資料（以下「入札説明書等」といいます。）の内容を前提として、入札手続を進めることとなります。

- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集

また、入札説明書等と「総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業 実施方針」（平成 17 年 3 月 30 日公表。以下「実施方針」といいます。）、「実施方針に関する質問回答」（平成 17 年 4 月 28 日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先します。

入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によります。

2. 事業の概要

（1）入札執行者

静岡県知事 石川 嘉延

（2）入札番号

第 7 号

（3）事業名称

総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業

（4）事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎、屋内体育施設、グラウンド、屋外プール等）

(5) 施設の立地条件

建設する施設

建設計画地	静岡市葵区長沼500番1（住居表示）
敷地面積	55,011 m ²
前面道路	幅員約7.2 m（市道沓谷長沼線） 幅員約6.0 m（市道長沼11号線）
区域	市街化区域
用途地域	工業地域
防火指定	指定なし（建築基準法第22条指定区域内）
その他の地域・地区	指定なし
形態規制など	・建ぺい率：60 % ・容積率：200 % ・本敷地東側道路（市道沓谷長沼線）幅員について、本敷地側の一方後退により9 mを確保する必要あり

用途地域は、現在は工業地域（学校建設原則不可）ですが、平成17年度中に、学校建設が可能な地域に変更される予定です（その場合でも、建ぺい率、容積率に変更はない予定）。

解体する施設

a) 静岡県立清水工業高等学校

所在地	静岡県静岡市清水区八坂東一丁目16-1
敷地面積	35,291 m ²

b) 静岡県立静岡工業高等学校

所在地	静岡県静岡市葵区太田町24番地
敷地面積	30,476 m ²

(6) 施設概要・施設規模

建設する施設

校舎	・必要諸室 普通教室 27教室 特別教室（物理実験室、調理室、音楽室、共通履修室など） など ・主な設備 エレベーター（障害者用）、空調設備（一部の室） など ・延床面積 概ね13,400 m ² 程度
屋内体育施設	・アリーナ、柔剣道場、多目的ホール など ・延床面積 2,700 m ² を上限とする。
弓道場	・延床面積 112 m ² を上限とする。
工業実習棟	・延床面積 概ね7,400 m ² 程度
駐輪場・駐車場	・自転車900台程度を駐輪できる面積 ・自動車約50台分の駐車スペース（来客用）
グラウンド テニスコート	・面積 概ね20,000 m ² 程度 ・主な設備 夜間照明、散水栓 など
屋外プール	・50 m × 8 コース

解体する施設

a) 静岡県立清水工業高等学校

構造・階数	R C 造 1 階～3 階、鉄骨造 1 階～2 階
延床面積	R C 造 13,496 m ² 、鉄骨造 2,911 m ² 合計 16,407 m ²

b) 静岡県立静岡工業高等学校

構造・階数	R C 造 1 階～3 階、鉄骨造 1 階～2 階
延床面積	R C 造 13,214 m ² 、鉄骨造 6,402 m ² 合計 19,616 m ²

(7) 公共施設等の管理者の名称

静岡県知事 石川 嘉延

(8) 事業目的

静岡県教育委員会は、平成 12 年 2 月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」に基づき、県立清水工業高等学校（全日制課程工業科）と県立静岡工業高等学校（全日制課程工業科、定時制課程工業科）を、2 つの課程（全日制・定時制）、2 つの大学科（工業科・理数科）を有する 1 つの高等学校「総合科学技術高等学校（仮称）」（以下「本高校」といいます。）に再編整備することとし、静岡市葵区長沼地区内の日東紡績（株）静岡工場跡地を建設予定地に選定しました。

本高校においては、両校の教育の伝統を継承しつつ、「ものづくりを通して、未来を切り拓く感性と創造力を培い、社会に貢献できる人間を育成する」という基本理念のもとに、実験実習を通して理論の定着と科学的な洞察力の涵養に努め、実践的技術を持ち、理工分野の高度な研究開発のできる人材や、現場での試作・開発、生産管理、製造設計ができる技能・技術者等、技術革新に柔軟に対応できる将来のスペシャリストの育成をめざしています。

また、学校施設の開放等を含めて地域社会に根差した高等学校を目指し、生涯学習のニーズの高まりの中で、本校の教育の特質を生かしつつ、生涯学習社会の形成に向けた基盤整備を推進する上で一定の役割を果たすことを学校の特色の一つとしています。

総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業（以下「本事業」といいます。）は、本高校の整備に当たり、環境に配慮した敷地全体の有効活用を視野に入れ、民間事業者の発案を踏まえ、従来の手法に比較して事業費の削減を図りつつ、充実した施設・設備の整備を実現するとともに、本県高等学校における工業教育、ものづくり教育の拠点校にふさわしい、魅力ある高等学校づくりを目的としています。

(9) 事業範囲

本事業は、P F I 法に基づき、県と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、本高校の設計業務、建設業務及び維持管理業務等を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲は要求水準書に示すとおりですが、その概要は次のとおりです。

施設の設計業務及び建設業務

- ・ 施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・ 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策 など

なお、什器備品等の調達・設置業務は、原則として本事業の対象外としますが、厨房及び黒板・棚など一部の家具等、産業教育等に供するための装置・備品等については、選定事業者が調達・設置業務を行うこととします。

産業教育等に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）の調達・設置業務

- ・ 産業教育装置等の調達・設置業務及びその関連業務
- ・ 県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 装置等の調達・設置業務及びその関連業務に伴い県が行なう各種申請等の補助業務

既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

- ・ 清水工業高等学校及び静岡工業高等学校に既設されている産業教育装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務
- ・ 既設の装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務に伴い、県が行なう各種申請等の補助業務

施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。なお、施設の所有権は、一括して移転することとします。

施設の維持管理業務

- ・ 建築物等維持管理業務（点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。本事業により整備する作り付け家具・什器備品等の維持管理業務を含みますが、産業教育装置等に関する維持管理業務は、本事業の対象外とします。）
- ・ 設備維持管理業務（設備運転及び監視、点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。ただし、什器備品等に関する維持管理業務は、原則として本事業の対象外とします。）
- ・ 屋外体育施設・外構等維持管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務

なお、光熱水費は、食堂・売店運営及び生涯学習講座運営に係るものを除き、県の負担と

します（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とします。

運營業務

- ・ 食堂・売店運營業務
- ・ 生涯学習講座運營業務

なお、上記以外の運營業務に関し、事業期間中、民間の創意工夫が生かされると認められる事業がある場合、契約変更等所要の手續について、県と選定事業者で協議の上、当該業務を事業範囲に加えることもあり得ます。

既存施設の解体等業務

- ・ 既存施設（県立清水工業高等学校及び県立静岡工業高等学校の校舎等施設）の解体
- ・ 発生廃棄物の処理
- ・ 跡地整備（整地程度）

（ 1 0 ）事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運營業務等を行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

（ 1 1 ）選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

県が支払うサービス購入料

県が支払うサービス購入料については、事業契約書、事業契約約款及び事業契約約款別紙11「サービス購入料の支払いについて」のとおりです。

なお、本事業契約締結後に新設施設の整備に係る国庫補助金が県に交付される場合、県は選定事業者に対して、それに応じた国庫補助基本額（見込額）を一括して支払います。

a) サービス購入料の目安額

県が支払うサービス購入料のうち、サービス購入料4、サービス購入料5-2は、次に定める金額を目安額として設定します。

項目	内容	金額（消費税抜）
サービス購入料4	県が支払う食堂・売店運營業務に係る対価	2,100 千円 / 年
サービス購入料5-2	県が支払う生涯学習講座運營業務に係る対価（受講料相当額（サービス購入料5-1）は除く）	470 千円 / 年

b) 維持管理業務に係る費用の目安額

維持管理業務に係る費用の県の目安額は下記のとおりです。なお、目安額は、選定事業者が実施する維持管理業務を、県が直接行った場合の金額を示します。

内容	金額（消費税抜）
建築物等維持管理業務（大規模修繕業務を除く）に関する業務費の目安額	6,200 千円 / 年
設備維持管理業務（大規模修繕業務を除く）に関する業務費の目安額	5,700 千円 / 年

内容	金額（消費税抜）
屋外体育施設・外構等維持管理業務に関する業務費の目安額	850 千円 / 年
環境衛生管理・清掃業務に関する業務費の目安額	3,300 千円 / 年
保安警備業務に関する業務費の目安額	570 千円 / 年
大規模修繕業務に関する業務費の目安額	291,000 千円(総額)

上記目安額は、県が直接行った場合に、民間に発注する維持管理業務に係る発注額をベースに積算しています。なお、県が直接行う業務には、これら民間発注する業務以外に職員（用務員等）で対応する業務もありますが、当該業務費として、別途、人件費年 8,000 千円を上限として見込んでいます。

食堂・売店運営業務に係る収入

食堂・売店運営業務に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。

（ 1 2 ）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 40 年 3 月 31 日までとします。なお、施設の維持管理・運営等期間は、新設施設の所有権移転の日から平成 40 年 3 月 31 日までの約 20 年間とします。

（ 1 3 ）事業期間終了時の処理

事業期間の終了時、事業者は、維持管理・運営等に必要な書類の提出等を行い、当該施設から速やかに退去するものとします。県は、事業終了後の当該施設の維持管理・運営業務に就き必要に応じ事業者と協議します。

（ 1 4 ）事業スケジュール（予定）

基本協定の締結	平成 18 年 4 月上旬
仮契約の締結	平成 18 年 5 月中旬
事業契約の締結（本契約）	平成 18 年 7 月下旬
施設の設計及び建設	平成 18 年 8 月～平成 20 年 3 月 25 日
施設の引渡し及び所有権移転	平成 20 年 1 月 31 日
既設の産業教育装置等の移設・設置・調整	平成 20 年 2 月～ 3 月 25 日
開校	平成 20 年 4 月
既存施設の解体等	平成 20 年 4 月～ 12 月
維持管理・運営等	平成 20 年 1 月 31 日～平成 40 年 3 月 31 日

（ 1 5 ）県による事業の実施状況のモニタリング

モニタリングの具体的な方法等については、事業契約約款及び事業契約約款別紙 12「維持管理・運営業務のモニタリング及びサービス購入料の減額について」のとおりです。

3. 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する単体企業（以下「応募企業」といいます。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とし、応募グループは、代表者を定めるものとします。応募グループで入札に参加する場合には、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社（応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者）名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行ってください。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が承認した場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加を認めます。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めません。

なお、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること（協力会社を含む。）及び同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

落札後、応募グループの構成員又は協力会社が共同企業体を構成して事業に当たることは可とします。

(2) 入札参加者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、以下の資格要件を満たすことが必要です。

応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件

- a) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- b) 静岡県知事から静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと
- c) 静岡県知事から静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準（昭和 54 年 1 月 12 日付用第 69 号）に基づく指名停止を受けていないこと
- d) 静岡県知事から静岡県の庁舎等管理業務委託業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
- e) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けていないこと
- f) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- g) 入札参加資格確認申請書提出日の直前 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- h) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと
- ・ 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町 3 - 2 1 - 1
シリウス総合法律事務所	東京都千代田区麹町 5 - 3 - 3
特定非営利活動法人ニューパブリックマネジメント協会	東京都墨田区太平 3 - 1 0 - 5
 - ・ 関連会社とは、次の者をいいます。
 - アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- i) 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと
- ・ 関連会社とは、次の者を言います。
 - 委員が属する企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - 代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

各業務に当たる者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしてください。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできません。

- a) 設計業務に当たる者
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
 - ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
 - ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること
- b) 建設業務のうち建築工事に当たる者
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付

以降のもの）の総合評定値が 885 点以上であること

- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること

c) 建設業務のうち土木工事に当たる者

- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 1,040 点以上であること
- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること

d) 建設業務のうち上記 b) c)以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に当たる者

- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事については、電気工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であり、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であること

e) 工事監理業務に当たる者

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
- ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
- ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務又は工事監理業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務又は工事監理業務）の実績を有すること

f) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者

- ・ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること

該当する営業種目（電子計算機、教育用機械器具、計測測定機械器具、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機器等）のいずれかに登載があればよいものとします。

g) 解体業務に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に係る認定を受けていること

h) 設備維持管理業務（修繕業務及び大規模修繕業務を除く）に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理）に登載があること
「設備保守管理の細目」の9番から30番までのいずれかに登載があればよいもの
とします。

i) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理）に登載があること（環境衛生管理業務に当たる者）
「設備保守管理の細目」の1番から8番までのいずれかに登載があればよいもの
とします。
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：清掃）に登載がある
こと（清掃業務に当たる者）

j) 保安警備業務に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：警備）に登載がある
こと

k) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者
であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けている
こと

応募企業、応募グループの資格要件

- a) 資格審査（一次審査）における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしている
こと

（3）入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とします。なお、落札者の決定前までに資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

（4）入札参加に関する留意事項

公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意することとします。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、静岡県財務規則その他関係法令を遵守することとします。

入札書類の書換え等の禁止

入札参加者又はその代理人は、提出した入札書類の書換え、引き替え、又は撤回をすることができません。

談合情報に対する対応等

入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うことがあります。

なお、契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

また、県が必要と認めた時は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。

入札の取止め

入札に参加しようとする者が1者のときは、入札の執行を取り止めます。

入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とします。

- a) 所定の日時、場所に提出しない入札
- b) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- c) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- d) 入札書に記名押印がない入札
- e) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- f) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- g) 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- h) 無権代理人がした入札
- i) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- j) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- k) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- l) その他入札に関する条件に違反した入札

費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。

入札保証金

入札金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を入札前までに県に納付することとします。ただし次のa)又はb)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- a) 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札書類の提出時にその入札保証保険契約に係る保証証券を県

に提出した場合

- b) 応募企業又は応募グループの代表企業が、3(2) の a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、k のいずれかの者である場合

(5) 入札書類の取扱い

著作権

入札参加者から提出された入札書類の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の入札書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の入札書類の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた入札書類は返却しません。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとします。

(6) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札者決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に、入札金額から新設施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を控除した金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から新設施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を控除した金額の105分の100に相当する金額に、新設施設の整備及び既存施設の解体等の対価にかかる金利相当分を加算した金額を入札書に記載してください。

(7) 事業収支計画に関する条件

県が支払うサービス購入料のうち、サービス購入料1-2及びサービス購入料2に係る金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6カ月LIBORベース10年もの（円-円）金利スワップレートを基準金利とし、応募者の提案によるスプレッドを上乗せするものとします。

なお、提案書提出時に使用する基準金利は1.4%とします。

4. 事業者の選定

4.1 事業者の決定

(1) 総合科学技術高等学校（仮称）整備事業者選定審査会の設置

入札参加者からの提案を評価するため、技術、法務、金融などの専門家、学識経験者及び県職員で構成される「総合科学技術高等学校（仮称）整備事業者選定審査会」（以下「審査会」といいます。）を既に設置済みです。

審査会における審査委員は、次の8名です。

	氏 名	所属等	役職
会長	三橋 良士明	静岡大学	人文学部教授
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学	デザイン学部教授
委員	坂巻 道子	静岡県生涯学習財団	副理事長（弁護士）
委員	松島 忠範	静岡文化芸術大学	参事
委員	横山 純一	日本政策投資銀行東海支店	企画調査課長
委員	鈴木 充	静岡県総務部	財務総室長
委員	荻田 英之	静岡県都市住宅部	営繕総室長
委員	藤原 通孝	静岡県教育委員会	教育次長

なお、入札公告後、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査会の審査委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することなど、自社を有利に、又は他社を不利にするように働きかけることを禁じます。

(2) 審査に関する基本的な考え方

審査は資格審査と提案評価で行う予定です。資格審査（一次審査）では、参加資格要件審査及び事業概要提案審査による本事業計画に係る基本的考え方についての審査を行い、提案評価（二次審査）では、入札金額の評価及び提案内容の評価を行う予定です。審査会においては、入札金額のみならず、設計業務、建設業務、維持管理・運営業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

(3) 審査基準等

事業概要提案審査及び提案評価に当たっての審査基準については、入札公告時に提示する

「総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」といいます。）を参照してください。

なお、配点は、次のとおりです。

事業概要提案審査

評価区分	配点
事業に対する基本的な考え方	27
設計業務に関する考え方	48
維持管理業務に関する考え方	16
運營業務に関する考え方	9
合計	100

なお、事業概要提案審査が 60 点以上の場合、資格要件を満たすことになり、提案評価の対象となります。

提案評価

評価区分	配点
設計業務に関する事項	30
新設施設の建設業務に関する事項	5
産業教育装置等の調達等に関する事項	3
既存施設の解体等業務に関する事項	2
新設施設の維持管理業務に関する事項	9
新設施設の運營業務に関する事項	6
事業計画全般に関する事項	15
サービス購入料に関する事項	30
計	100

（４）落札者の決定

県は、落札者決定基準に基づき、審査会の評価を受けて落札者を決定します。その際、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札により、価格その他の条件が最も有利な入札を行った者を落札者とします。

（５）入札結果の通知及び公表

県は、落札者決定後、その結果を入札参加者（応募企業、又は応募グループの代表企業）に対して文書で通知するとともに、県ホームページで公表します。

4.2 契約手続等

（１）基本協定の締結

県は、落札者決定後速やかに、落札者を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結します。

なお、落札者が速やかに基本協定を締結しない場合において、その者が入札保証金の納付を免除された者である場合には、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

（２）特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定に定める日までに、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「S P C」といいます。）を設立してください。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、S P C に対して必ず出資するものとし、その出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は全体の 50% を超えるものとします。また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

（３）契約書の作成

県は、事業契約書（案）に基づき、落札者と交渉し、落札者の設立した S P C と契約を締結します。なお、落札者の入札金額及び事業契約書（案）で提示した契約内容については、入札後、契約の締結に当たって、入札前に確定することができなかった事項を除いて変更できないことに留意してください。

（４）議会の議決を要する契約

本事業は、P F I 法第 9 条の規定により、静岡県議会の議決に付さなければならない事業であるため、静岡県議会の議決を経て事業契約（本契約）を締結します。事業契約の締結に関する議案については、平成 18 年 6 月静岡県議会定例会に提出する予定です。

仮契約及び事業契約の締結時期（予定）は、次のとおりです。

仮契約の締結	平成 18 年 5 月中旬
事業契約の締結（本契約）	平成 18 年 7 月下旬

4.3 その他

（１）契約保証金

選定事業者は、新施設整備等費相当額に当該額の 5 % に相当する額を加算した金額の 10% に相当する金額以上の契約保証金を本契約締結時に県に納付することとします。

ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の 80% が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは静岡県知事が確実と認める社債、又は静岡県知事が確実と認める金融機関の保証を差し入れることができま

す。

また、選定事業者が、契約保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の納付を免除します。なお、維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。

5. 入札スケジュール

5.1 入札等の日程

入札等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

なお、本事業はW T O 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

日程（予定）	内容
平成17年 9月 2日	入札公告、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）等）の公表
平成17年 9月 2日から 9月20日まで	入札説明書等の配布、資料の配布
平成17年 9月 2日から 9月26日まで	資料の閲覧
平成17年 9月 2日から 9月16日まで	入札説明書等に関する質問の受付（第1回目）
平成17年 9月29日	入札説明書等に関する質問回答公表（第1回目）
平成17年10月 6日から 10月17日まで	入札参加資格確認申請書等の受付
平成17年11月21日	入札参加資格審査の結果通知
平成17年11月21日から 11月28日まで	入札参加資格がないと認めた理由の説明（受付期間）
平成17年12月 7日	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成17年11月21日から 11月28日まで	入札説明書等に関する質問の受付（第2回目）
平成17年12月 8日	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回目）
平成18年 1月25日	入札書類の受付、入札及び開札
平成18年 3月31日	落札者の決定及び公表

5.2 入札手続等

（1）入札説明書等の配布

入札説明書等を、次のとおり配布します。（無料）

配布を希望する場合は、入札説明書等配布申込書（様式 1）に記入の上、当日持参してください。なお、入札説明書等は県ホームページで公表します。

a) 配布期間

平成 17 年 9 月 2 日（金）から平成 17 年 9 月 20 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

b) 配布場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 2 5 , 3 1 2 6

(2) 資料の配布

新施設建設計画地の「整備対象施設敷地現況図」(A 1 サイズ図面) 「既存木杭位置図」及び「埋蔵文化財調査図」を、次のとおり配布します。(無料) なお、配布を希望する場合は、下記により申し込んでください。

a) 申込期間

平成 17 年 9 月 2 日（金）から平成 17 年 9 月 20 日（火）まで

b) 申込方法

入札説明書等配布申込書（様式 1 ）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ e - mail
- ・ 郵送又は持参

c) 申込先

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 2 5 , 3 1 2 6

e - mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

d) 配布方法

入札説明書等配布申込書に記載の担当者宛てに料金着払いで郵送します。

(3) 資料の閲覧（地質調査報告書）

地質調査報告書の閲覧を、次のとおり行います。閲覧を希望する場合は、事前に県教育委員会財務課に連絡してください。

a) 閲覧期間

平成 17 年 9 月 2 日（金）から平成 17 年 9 月 26 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

b) 閲覧場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 2 5 , 3 1 2 6

c) 地質調査報告書の貸出し

閲覧の結果、必要に応じて地質調査報告書の貸出しを行いますので、閲覧当日その旨を申し出

てください。閲覧期間終了後、貸出日時及び返却期限を電話連絡しますので、指定された日時に貸出しを受けてください。

（４）資料の閲覧（主要な解体対象施設図面）

既存２校の主要な解体対象施設図面の閲覧を、次のとおり行います。閲覧を希望する場合は、事前に各学校に連絡してください。

a) 閲覧期間

平成 17 年 9 月 2 日（金）から平成 17 年 9 月 26 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

b) 閲覧場所

清水工業高等学校（静岡市清水区八坂東一丁目 1 6 - 1 電話 0 5 4 3 - 6 6 - 5 4 7 1）

静岡工業高等学校（静岡市葵区太田町 2 4 番地 電話 0 5 4 - 2 4 5 - 4 1 7 8）

c) 図面の貸出し

閲覧の結果、必要な図面については貸出しを行いますので、閲覧当日その旨を各学校に申し出てください。閲覧期間終了後、貸出日時及び返却期限を県から電話連絡しますので、指定された日時に各学校から貸出しを受けてください。

（５）入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等（第 1 回目）

入札説明書等に関する質問を次の要領により受け付けます。

入札説明書等に関する質問の受付

a) 受付期間

平成 17 年 9 月 2 日（金）から平成 17 年 9 月 16 日（金）正午まで

b) 提出方法

質問の内容を、第 1 回目質問書（様式 2 - 1）に記入の上、次の方法により提出してください。

・ e - mail

なお、文書形式は、Microsoft Excel(Windows 版)で作成するようにお願いします。

c) 提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

e - mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

入札説明書等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成 17 年 9 月 2 9 日（木）までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

（ 6 ）入札参加資格の確認手続

入札参加資格確認申請書等の提出

本事業への入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書（様式 3）及び事業概要提案書（様式 9）その他資格確認に必要な書類（以下、「資格審査書類」といいます。）を提出してください。

a) 提出期間

平成 17 年 10 月 6 日（木）から 10 月 17 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（郵送による場合は上記期間内必着）

b) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 2 5 , 3 1 2 6

c) 提出方法

資格審査書類を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。

入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認通知は、確認申請を行った者（応募企業、又は応募グループの代表企業）に対して、書面により平成 17 年 11 月 21 日（月）までに発送します。通知に使用する封筒は、切手 430 円分を貼付したうえ、資格審査書類とともに提出してください。

入札参加資格なしとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、以後の入札手続に参加することができません。なお、資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。

a) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 西館 7 階

電話 0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 2 5 , 3 1 2 6

b) 提出期間

平成 17 年 11 月 21 日（月）から平成 17 年 11 月 28 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（郵送による場合は上記期間内必着）

c) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参又は郵送してください。電送による提出は認めません。

d) 回答

県は、説明要求に対して、平成 17 年 12 月 7 日（水）までに書面により回答します。

（ 7 ）入札の辞退

入札参加資格確認通知を送付された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様

式 1 1) を次のとおり送付してください。

a) 送付期限

平成 18 年 1 月 23 日 (月) (当日必着)

b) 送付先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(8) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表等 (第 2 回目)

入札説明書等に関する質問を次の要領により受け付けます。

入札説明書等に関する質問の受付

a) 受付期間

平成 17 年 11 月 21 日 (月) から平成 17 年 11 月 28 日 (月) 正午まで

b) 提出方法

質問の内容を、第 2 回目質問書 (様式 2 - 2) に記入の上、次の方法により提出してください。

・ e - mail

なお、文書形式は、Microsoft Excel (Windows 版) で作成するようにお願いします。

c) 提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

e - mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

入札説明書等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成 17 年 12 月 8 日 (木) までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

(9) 入札手続

入札参加資格確認通知の送付された入札参加者を対象として、次により入札を実施します。

入札書類の提出

入札参加者は、次により入札書類を提出してください。入札書類全てが揃っていない場合は失格となります。

a) 提出日時

平成 18 年 1 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分

ただし、郵送による場合は、平成 18 年 1 月 23 日 (月) 必着とします。

b) 提出場所

静岡県教育委員会財務課

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁別館 2 階第 1 会議室 A

c) 提出方法

入札書類を持参又は郵送してください。電送による入札は認めません。

郵送による場合は、入札書は封筒に入れ密封し、その他の提出書類を同封の上、表に「総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業に係る入札書在中」と朱書き書留で郵送してください。

開札

次により入札書を開封します。県が設定する予定価格を超えている場合は失格となります。なお、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときは、再度入札を行います。入札執行回数は原則として2回を限度とします。2回目の入札の執行は、県知事が指定する日時に行うものとします。

a) 開札日時

平成 18 年 1 月 25 日（水） 入札書類の提出確認後、直ちに行います。

b) 開札場所

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁内の会議室を予定しています。

c) その他

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

提案内容に関するヒアリング

提案審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対してヒアリングを実施することがあります。

落札者の決定、入札結果の通知及び公表

「4.1(4)(5)」に記載のとおりです。

6. 提出書類

入札に参加する場合には、次の書類を提出してください。このうち、印の付いた書類は必要に応じて、その他の書類等は必ず提出してください。

6.1 資格確認申請時の提出書類

（正 1 部、副 1 部、ただし様式 9 ~ 様式 9 - 9 事業概要提案書は 1 6 部とする。）

（様式 3） 一般競争入札参加資格確認申請書

（様式 4） 一般競争入札参加資格確認申請に係る添付書類一覧表

（様式 5） 応募グループの構成員・協力会社表

（様式 6） 応募グループの構成員・協力会社の概要

（様式 7） 設計業務実績表

（様式 7 - 2） 工事監理業務実績表

- (様式 8) 主任（監理）技術者の資格・工事経験
- (様式 9) 事業概要提案書（事業目的に基づいた事業を実施するための基本的な考え方）
- (様式 9 - 2) 事業概要提案書（業務実施体制、リスク管理方針等に関する基本的な考え方）
- (様式 9 - 3) 事業概要提案書（地域社会経済振興のための基本的な考え方）
- (様式 9 - 4) 事業概要提案書（施設配置・室配置に関する基本的な考え方）
- (様式 9 - 5) 事業概要提案書（地域に配慮した設計計画にするための基本的な考え方）
- (様式 9 - 6) 事業概要提案書（環境及びライフサイクルコストの低減に配慮した設計計画にするための基本的な考え方）
- (様式 9 - 7) 事業概要提案書（維持管理業務遂行計画についての基本的な考え方）
- (様式 9 - 8) 事業概要提案書（長期修繕（保全）業務（大規模修繕業務を含む）遂行計画についての基本的な考え方）
- (様式 9 - 9) 事業概要提案書（食堂・売店利用者、生涯学習講座受講者の満足度を高め、利用者数、受講者数を確保するための工夫についての基本的な考え方）
- (様式 1 0) 委任状（応募グループの構成員・協力会社 代表企業）
- (様式 1 1) 委任状（代表企業用）
- (様式 1 1 - 2) 委任状（支店等応募企業用）

6.2 入札辞退時の提出書類

- (1 部)
- (様式 1 2) 入札辞退届

6.3 入札書類

- (1) 入札書等 (1 部)
- (様式 1 3) 入札書類提出届
- (様式 1 4) 入札書
- (様式 1 5) 入札書類一覧表

- (2) 提案評価用提案書 (1 6 部)
- 事業実施体制等に関する提案書

- (様式 1 6) 事業実施体制等に関する提案書表紙
- (様式 1 7) 本事業実施体制図
- (様式 1 8) 設計業務、建設業務、解体等業務実施体制計画書
- (様式 1 9) 新設施設の維持管理業務実施体制計画書

- (様式 2 0) 新設施設の運營業務実施体制計画書
- (様式 2 1) 食堂・売店運營業務実績表
- (様式 2 2) 生涯学習講座運營業務実績表

設計業務、建設業務及び解体等業務に関する提案書

- (様式 2 3) 設計業務、建設業務及び解体等業務に関する提案書表紙
- (様式 2 4) 設計の概要
- (様式 2 5) 施設面積表
- (様式 2 6) 外部仕上表
- (様式 2 7) 内部仕上表
- (様式 2 8) 設備計画書
- (様式 2 9) 厨房計画書
- (様式 3 0) 什器備品等調達計画書
- (様式 3 1) 産業教育装置等調達等計画書
- (様式 3 2) 屋外体育施設・外構等計画書
- (様式 3 3) 施設配置におけるゾーニング、動線計画についての考え方
- (様式 3 4) 室配置におけるゾーニング、動線計画についての考え方
- (様式 3 5) 高機能かつ多機能な施設の整備に関する提案書
- (様式 3 6) 健康的かつ安全で豊かな環境の整備に関する提案書
- (様式 3 7) 地域に貢献できる施設の整備に関する提案書
- (様式 3 8) ユニバーサルデザインに関する提案書
- (様式 3 9) 耐震、防災、防犯に関する提案書
- (様式 4 0) 木材の活用に関する提案書
- (様式 4 1) 施設のフレキシビリティ確保に関する提案書
- (様式 4 2) 地球環境の保全に関する提案書
- (様式 4 3) 新設施設周辺の環境保全に関する提案書
- (様式 4 4) ライフサイクルコスト低減に関する提案書
- (様式 4 5) 建設業務、解体等業務における周辺環境への悪影響低減に関する提案書
- (様式 4 6) 建設廃材の処理方法に関する提案書
- (様式 4 7) 設計業務及び建設業務に関する工程計画書
- (様式 4 8) 解体等業務に関する工程計画書
- (様式 4 9) 新設施設整備等費見積書
- (様式 5 0) 既存施設解体等費見積書

維持管理業務に関する提案書

- (様式 5 1) 維持管理業務に関する提案書表紙
- (様式 5 2) 建築物等維持管理業務計画書
- (様式 5 3) 設備維持管理業務計画書
- (様式 5 4) 屋外体育施設・外構等維持管理業務計画書

- (様式 5 5) 環境衛生管理・清掃業務計画書
- (様式 5 6) 保安警備業務計画書
- (様式 5 7) 大規模修繕業務計画書
- (様式 5 8) 維持管理費見積書 (1)
- (様式 5 8 - 2) 維持管理費見積書 (2)
- (様式 5 9) 大規模修繕費見積書

運營業務に関する提案書

- (様式 6 0) 運營業務に関する提案書表紙
- (様式 6 1) 食堂・売店運營業務計画書
- (様式 6 2) 生涯学習講座運營業務計画書
- (様式 6 3) 運營業務計画表
- (様式 6 4) 運営収入、運営費見積書 (1)
- (様式 6 4 - 2) 運営収入、運営費見積書 (2)

事業計画全般に関する提案書

- (様式 6 5) 事業計画全般に関する提案書表紙
- (様式 6 6) リスク管理に関する提案書
- (様式 6 7) 入札金額内訳書
- (様式 6 8) 財政支出見込表
- (様式 6 8 - 2) サービス購入料 1 - 2 及びサービス購入料 2 計算書
- (様式 6 9) 資金調達計画書 (1)
- (様式 6 9 - 2) 資金調達計画書 (2)
- (様式 7 0) 事業収支計画書
- (様式 7 1) キャッシュフロー計画書
- (様式 7 2) 事業の安定性に関する計画書
- (様式 7 3) 地域社会経済への配慮に関する提案書

(3) 図面 (1 4 部)

配置図

各階平面図

断面図

外観透視図

日影図

求積図

7. 提出書類作成要領

7.1 一般的事項

使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。また、原則として横書きで記述してください。

会社名等が分かる表記の禁止（一部）

入札書類のうち様式9から様式9-9まで、様式23から様式64-2まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、入札参加者名（構成員名、協力会社名等を含みます。）がわかる記述を避けてください。

一部提案書のCD-Rによる追加提出について

提案書については、文書による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版)又はMicrosoft Excel(Windows版)により作成し記録保存したCD-Rを併せて提出してください。ただし、図面については除きます。

提出書類の印刷・製本について

- ・ 図面を除き、原則としてモノクロ（白黒）印刷を用いてください。ただし、表やグラフ等でカラーによる塗り分けが必要など、モノクロ印刷では支障がある場合はカラー印刷も可とします。
- ・ 製本する場合は、下記の各書類の作成要領を参照し、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、糊付や製本テープは使用しないでください。
- ・ 用紙は(再生)上質紙55Kgのものを使用してください。

7.2 資格審査書類

資格審査書類（事業概要提案書を除く）

- ・ A4版縦長とし、製本する場合は、ホッチキス留め(左側2箇所)にしてください。

事業概要提案書

- ・ A4版縦長とし、ホッチキス留め(左側2箇所)にしてください。

7.3 入札書

- ・ 入札参加者は、入札書を作成し記名押印の上、封筒に入れ、密封（封印の上、表面に「入札番号第7号 総合科学技術高等学校（仮称）P F I 事業入札書在中」と明記し、裏面に応募企業又は応募グループの代表企業の住所氏名を記載）して提出してください。

求積図

- ・縮尺自由、A3版、枚数自由
- ・面積の算出根拠が明らかになるように作成してください。

7.6 サービス購入料5-1の記述について

- ・サービス購入料5-1は、生涯学習講座運営業務に係る対価で、受講料相当額となりますが、提案書における記入については、下記にしたがってください。

様式67、68のサービス購入料5-1は県の指定する金額を記入することとし、様式14入札書に記入する入札金額と整合をとること（様式中に指定する金額は記入してあります。）

様式63、64、64-2、70に記入するサービス購入料5-1は、民間事業者の提案による金額を記入することとし、様式71と整合をとること

8. その他の事項

日本政策投資銀行の低利融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行ってください。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせてください。

入札等の実施に関する問い合わせ先

入札等の実施に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3125, 3126

ファックス 054-221-3571

e-mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

また、入札説明書に定めることのほか、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合

には、県のホームページに掲載します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>